

放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準（案）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の事業概要

（1）背景

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、子ども・子育て関連3法の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めるとされている。

（改正後児童福祉法第34条の8の2）

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

（2）現状

①事業概要

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに異なった学年により児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図る目的で実施している。

②開設日及び開設時間

- ・ 平日（月曜日～金曜日）
放課後から午後6時まで
- ・ 土曜日、学校長期休業日等
午前8時30分から午後6時まで

③利用料金

月額 4,500円 ※生活保護世帯の減免制度あり

④登録児童数等 【H25.5.1現在】

1,342人（登録率 21.2%）

⑤設置形態

- ・ 専用施設…13クラブ（門真、二島、脇田、砂子、門真みらい小学校）
- ・ 余裕教室…19クラブ（上記以外及び門真小学校）

⑥運営

市内で保育園、幼稚園を運営する社会福祉法人または学校法人

【現在 7事業者
（社会福祉法人 5事業者、学校法人 2事業者）】

⑦規模別（登録児童数別）クラブ数 【H25.5.1現在】 （全32クラブ）

20人以下	0クラブ
21人～40人	14クラブ（43.6%）
41人～70人	18クラブ（56.4%）
70人以上	0クラブ

(3) 制定にあたって

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要がある。（児童福祉法第34条の8の2第2項）

類型	異なるものを定めることの許容の程度	対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	職員配置（省令第10条の一部）
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の事項



2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第1条 趣旨	【従うべき基準】 第10条（支援単位除く） 【参酌すべき基準】 上記以外	—	—	—		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第2条 最低基準の 目的	基準は、利用者の心身ともに健やかな育成を保障するものとする	—	—	—		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第3条 最低基準の 向上	市町村は、事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営の向上を勧告することができる	—	—	—		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第4条 最低基準と 放課後児童健全 育成事業者	事業者は、常に最低基準を超えて、設備及び運営を向上させなければならない	—	—	—		【基準対象外】 国と同様の表記とする
第5条 放課後児童 健全育成事業の一 般原則	【支援対象】 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの 【事業者の努め】 ・児童の保護者及び地域に運営の内容を適切に説明する ・運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表する	【支援対象】 小学校に就学している1～3年生の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの 【事業者の努め】 ・運営状況について、保護者や地域に積極的な情報提供を行う ・事業内容について、定期的に自己点検し、向上に努める	【支援対象】 本市の小学校に就学している児童であって、以下の各号に該当する児童（条例） 【事業者の努め】 規定なし	【支援対象】 1年生～6年生の児童とする（仕様書） 【事業者の努め】 規定なし	【支援対象】 対象を一部拡大	国の基準どおり
第6条 非常災害対 策	・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定する ・避難及び消火に関する定期的な訓練を実施する	・防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施する	規定なし	規定なし		国の基準どおり

厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第7条 職員の一般 的要件	職員は、健全な心身を有し、 豊かな人間性と倫理感を備 え、児童福祉事業に熱意の ある者	規定なし	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第8条 職員の知識 及び技能の向上等	【職員】 必要な知識及び技能の向上 に努める 【事業者】 資質向上のための研修の機 会を確保する	【職員】 規定なし 【事業者】 資質向上のため、積極 的に研修を実施し受講 させる	【職員】 規定なし 【事業者】 規定なし	【職員】 規定なし 【事業者】 指導員に研修を実施、 資質の向上に努めるこ と（仕様書）		国の基準どおり
第9条 設備の基準	【専用室・スペース】 遊びと生活の場としての機 能並びに静養するための機 能を備えた区画とする 【面積】 児童1人あたりおおむね 1.65㎡以上とする	【専用室・スペース】 生活の場としての専用 スペースと静養スパー スを確保する 【面積】 児童1人あたりおおむ ね1.65㎡以上とする	【専用室・スペース】 規定なし 【面積】 規定なし	【専用室・スペース】 規定なし 【面積】 規定なし	【専用室・スペース】 静養スペースを設置して いるのは1校のみ 【面積】 1.65㎡以上…23クラブ 1.65㎡未満…9クラブ	国の基準どおり



厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第10条 職員	【配置】 ※従うべき基準 ・支援の単位ごとに2人以上配置する （うち1人以上は有資格者とする） ・20人未満のクラブについては、専任の有資格者1人と同一施設地内にいる兼務職員1人でも可とする 【資格】 以下のいずれかに該当し、府の研修を修了した者 ①保育士資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③中学校又は高等学校卒業者又は同等以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修め卒業した者 ⑥上記⑤の過程で優秀な成績を修め大学院への入学が認められた者 ⑦大学院において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑧外国の大学において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑨高等学校卒業で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者	【配置】 規定なし 【資格】 以下のいずれかにの資格を有する者が望ましい ①児童福祉施設職員の養成学校を卒業した者 ②保育士資格を有する者 ③社会福祉士の資格を有する者 ④中学校又は高等学校卒業者又は同等以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 ⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を修め卒業した者 ⑦上記⑤の過程で優秀な成績を修め大学院への入学が認められた者 ⑧大学院において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑨外国の大学において、上記⑤の過程を修め卒業した者 ⑩高等学校卒業で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者	【配置】 規定なし 【資格】 規定なし	【配置】 児童20人につき1人以上（仕様書） *1クラブ最低2人以上を配置 【資格】 指導員の半数以上は教員免許または保育士資格を有する者とする（仕様書）		国の基準どおり
	【支援の単位】 ※参酌すべき基準 1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする	【支援の単位】 1クラブあたりの集団の規模は、おおむね40人程度までが望ましい	【支援の単位】 1クラブの定員40名（条例施行規則） *ただし、申込状況により必要があると認めるときは、定員を超えて入会させることができる	【支援の単位】 定員は、1クラブ40名とする *ただし、定員を超える申込みがあった場合は、児童の安全及び施設・設備の状況を勘案した上で、市の裁量により定員を超える入会を許可することがある（仕様書）	登録数 40人以下…14クラブ 41人以上…18クラブ	

厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第11条 利用者を 平等に取扱う原則	事業者は、利用者に差別的 取扱いをしてはならない	規定なし	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第12条 虐待等の 禁止	職員は、利用者に対して心 身に有害な影響を与える行 為はしてはならない	規定なし	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第13条 衛生管理 等	・事業者は利用者の使用す る設備等、衛生的な管理に 努め、必要な措置を講じる ・感染症又は食中毒が発生 又はまん延しないように必 要な措置を講じるよう努め る	・設備・備品は、衛生 及び安全が確保された 事業に必要なものを備 える ・感染症等の発生時の 対応について、対応策 を作成すること	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第14条 運営規程	事業所ごとに事業の運営に ついて、運営規程を定める	規定なし	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第15条 事業者が 備える帳簿	事業者は、職員、財産、収 支及び利用者の処遇の帳簿 を整備しなければならない	規定なし	規定なし	クラブ日誌、児童出席 簿、勤務実績表の提出 （仕様書）		国の基準どおり
第16条 秘密保持 等	職員は、業務上知り得た秘 密を漏らしてはならない	規定なし	規定なし	委託業務を実施するう えで知り得た秘密を第 三者に漏らしてはなら ない（契約書）		国の基準どおり
第17条 苦情への 対応	事業者は、苦情を受け付け るための窓口を設置するな どの必要な措置を講じな ければならない	要望や苦情受付窓口を 保護者等に周知し、対 応手順や体制を整備し 迅速に対応する	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第18条 開所時間 及び日数	【開所時間】 1日8時間以上 《平日》 1日3時間以上 【開所日数】 年間250日以上	【開所時間】 《小学校の休業日》 1日8時間以上 《平日》 放課後の時間帯、地 域の実情や保護者の就 労状況を考慮して設定 する 【開所日数】 規定なし	【開設時間】 《小学校の休業日》 午前8時30分から午後 6時 《平日》 放課後から午後6時 （条例施行規則） 【開設日数】 休会日以外 （条例施行規則）	【開設時間】 《小学校の休業日》 午前8時30分から午後 6時（1日9時間30 分） 《平日》 午後1時から午後6 時（1日5時間） 【開設日数】 年間 294日	国の基準以上の運営を 実施している	国の基準どおり

厚生労働省令（国の基準）		放課後児童クラブ ガイドライン	市の現状			市の基準（案）
			制度 （条例・施行規則）	運用 （契約書・仕様書等）	備考	
第19条 保護者との連絡	事業者は、常に保護者と密接な連絡をとり、支援の内容について理解及び協力を得るよう努めなければならない	規定なし	規定なし	連絡帳による保護者との連絡調整（仕様書）		国の基準どおり
第20条 関係機関との連携	事業者は、関係機関と密接に連絡して支援に当たらなければならない	保育所、幼稚園、学校等と連携し、情報共有と相互理解に努める	規定なし	規定なし		国の基準どおり
第21条 事故発生時の対応	【事故対応】 事業者は、支援の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならない 【損害賠償】 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない	【事故対応】 事故防止対策や発生時の対応マニュアルを作成し、発生時は速やかに適切な処置を行う 【損害賠償】 規定なし	【事故対応】 規定なし 【損害賠償】 規定なし	【事故対応】 児童の安全管理に留意するとともに、指導員の安全教育及び施設の安全な使用に努めること（仕様書） 【損害賠償】 委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない（契約書）		国の基準どおり

附則						
第1条 施行期日	【施行日】 整備法の施行の日から施行する	—	—	—	—	【基準対象外】 国と同様の表記とする
第2条 職員の経過措置	省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条3項の規定の適用については、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする	—	—	—	—	国の基準どおり